

公益財団法人小野薬品がん・免疫・神経研究財団

役員等の報酬規程

(目的)

第1条 本規程は、定款第15条及び第33条の規定に基づき、公益財団法人小野薬品がん・免疫・神経研究財団(以下「本財団」という。)の理事、監事及び評議員の報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 役員等とは、理事、監事及び評議員をいう。

2 報酬とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

(報酬額)

第3条 役員等が、本財団の評議員会及び理事会に出席したとき、監事監査を実施したときは、必要の都度、定額の報酬を支給する。

2 前項の報酬の額は、1日につき50,000円(法令の定めるところにより控除すべき金額を控除した後の金額)とする。同一の日に理事会、評議員会及び監事監査を行ったときも1日につき50,000円(法令の定めるところにより控除すべき金額を控除した後の金額)を限度とし、重複支給は行わないものとする。

3 役員等に対し賞与及び退職手当は支給しない。

4 役員等は、第2項の規定にかかわらず、報酬を辞退することができる。

(旅費交通費等)

第4条 役員等に対しては、その職務を行うために要する費用(交通費、宿泊費等)を支給する。

(支給方法)

第5条 第3条の報酬額及び第4条の旅費交通費等は、毎月末日締め翌月20日払いとし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。ただし、支給日が休日に当たるときは、その前営業日とする。

(費用)

第6条 本財団は、役員及び評議員がその職務の遂行に当たって支出し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

(改廃)

第7条 本規程の改廃は、評議員会の決議によるものとする。

附 則

本規程は、令和 5 年 1 月 26 日から施行する（令和 5 年 3 月 29 日評議員会議決）。

本規程は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する（令和 5 年 12 月 1 日公益認定）。